

令和 7 年 2 月 4 日
経 済 産 業 部
工業・ものづくり・雇用促進課

工業・建設業の振興及び雇用の促進に係る取組みについて

1 主旨

区では、世田谷区地域経済発展ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき、区内産業の活性化に向けた「区内工業の活性化と工業用地の維持・保全」及び「建設業の活性化と地域貢献活動の後押し」のほか、多様な働き方の実現に向けた「求職者が望む仕事が見つかる環境の整備」等を進めているところであるが、各施策をさらに推進するための新たな取組み及び既存事業の拡充等の内容について報告する。

2 新たな取組みについて

（１）新たな産業活性化拠点における工業・ものづくり振興の取組み

令和 7 年 4 月開設予定の新たな産業活性化拠点（HOME/WORK VILLAGE）のスモールオフィスに世田谷工業振興協会が入居し、ものづくり体験や区内事業者の P R、準工業地域の周知及び理解促進、ものづくりに関するイベントの実施等により、区内工業・ものづくりの魅力発信や活性化、未来の技術者育成等につなげていく。

（２）建設業の人材確保に向けた魅力発信冊子の発行

仕事の魅力発信を企画するメディアとタイアップし、建設業の魅力発信に向けた冊子の作成とウェブ記事の配信を行う。これにより、建設業関心層のすそ野を広げるとともに、建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促進事業と連動した参加者の呼び込みにつなげ、建設業での採用者数の増加を図る。

（３）高校での建設業魅力発信授業の実施

区内の都立高校（１年生）と連携し、授業の中で建設業を営む区内事業者とのディスカッションやグループワークを実施することで、区との災害時の協定に基づき建設業が地域で果たす役割や、施工時の達成感や誇りなど建設業で働くことの魅力を伝え、建設業の必要性及び職業としての理解促進につなげる。

3 既存事業の拡充等について

（１）世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築に関する指導基準の変更

準工業地域の理解促進及び住環境と事業者の操業環境が調和した住工共生のまちづくりのさらなる推進を目指し、当該地域における共同住宅等の建築主に対する指導基準を変更する。（別紙 1 参照）

(2) 世田谷区建設業人材育成支援事業補助金の拡充

本補助は、団体及び事業者向けに実施しており、事業者向けの補助について、令和6年度からアスベスト含有建材調査資格者を対象に加えたところであるが、社会情勢を踏まえたよりニーズに即した制度とするため、新たに建設業に関連する国家資格を網羅的に補助対象にするとともに、建設ディレクターやCADオペレーター、建設業経理士等の公的資格についても幅広く対象に加える（国家資格の対象数 現行：91、7年度：143）。また、事業者の負担軽減のため、補助率を現行の2分の1から3分の2へ変更する。（別紙2参照）

(3) 建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促進事業の改善

建設業に重点を置き、高校生から就職氷河期世代までを対象に就労支援と事業者の採用支援を実施しているが、マッチングの確度を高めるため、以下のとおり改善を図る。

- ① 区と美術大学が連携して実施した、区の課題解決をテーマにしたソーシャルデザイン論において学生とともに検討したイラストイメージを、SNS広告やチラシ等で活用し、若年者への効果的なPRを行うことで、本事業への参加者増につなげる。
- ② 経験と実績が豊富な著名講師による就職活動トレーニングの研修を実施し、参加者の理解度向上を図る。
- ③ 就職氷河期世代のニーズが高い、入社後に活用できる実践的なパソコンスキル習得セミナーを新たに組み込み、参加者のスキルと就労意欲の向上を図る。
- ④ 社会貢献性の高い事業者への就労意向が高まる中で、持続可能性や社会課題の解決等に取り組む事業者をマッチングイベントに優先的に参加させることで、マッチング率の向上につなげるとともに、ビジョンで掲げる持続可能な経済循環の実現に資する事業者を増やしていく。

(4) 株式会社セックとの包括協定の締結（世田谷ITカレッジ関連）

区内のIT企業である株式会社セックは、区と相互に連携して若年者のITスキル習得のための講座を提供する「世田谷ITカレッジ」や、若者総合支援センター利用者へのプログラミング体験会を無償で実施している。このたび、新たに小中学生向けのプログラミング教室を無償で開催することとなり、これまでの取組みと併せた「世田谷区民のITスキル向上のための包括協定」を締結する予定である。

今後も株式会社セックとの連携をさらに密にして区民のITスキル向上に取り組むことで、IT分野での人材育成やキャリア教育の充実を図っていく。（別紙3参照）

4 経費（令和7年度）

(1) 建設業の人材確保に向けた魅力発信冊子の発行

5,693千円 ※東京都地域人材確保総合支援事業補助金を活用。（補助率1/2）

(2) 世田谷区建設業人材育成支援事業補助金

1,350千円

(3) 建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促進事業

68,600千円 ※東京都地域人材確保総合支援事業補助金を活用。（補助率1/2）

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	2月	株式会社セックとの包括協定の締結
	4月	新たな産業活性化拠点開設 世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築 に関する指導基準の変更 世田谷区建設業人材育成支援事業補助金の拡充
12月		建設業の人材確保に向けた魅力発信冊子の発行

世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築に関する指導基準の一部を改正する基準新旧対照表（案）

改正後	改正前
○世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築に関する指導基準 平成30年4月1日29世工第159号 世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築に関する指導基準 （目的） 第1条 この指導基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた準工業地域における工場設置者からの申し出により工場用地の登録を行い、工業用地の保全を図るとともに、当該地域における共同住宅等の建築主に対し適切な指導を行うことによって、良好な生産活動及び生活環境を確保することを目的とする。 （定義） 第2条 この指導基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）工場設置者 準工業地域において、製造若しくは加工又は仕上げ、仕分け、包装、荷造等の作業を継続して行う施設の設置者をいう。 （2）共同住宅等 準工業地域において、延べ面積が300平方メートル以上の規模を有する集合住宅及び敷地面積が280平方メートル以上で、その敷地内に分譲、賃貸等を目的として、複数建築される住宅（専用住宅、併用住宅、共同住宅）をいう。 （3）建築主 建築物の建築に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者又は建築物の用途変更（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第6条の2第	○世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築に関する指導基準 平成30年4月1日29世工第159号 世田谷区準工業地域における工業用地保全及び共同住宅等の建築に関する指導基準 （目的） 第1条 この指導基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた準工業地域における工場設置者からの申し出により工場用地の登録を行い、工業用地の保全を図るとともに、当該地域における共同住宅等の建築主に対し適切な指導を行うことによって、良好な生産活動及び生活環境を確保することを目的とする。 （定義） 第2条 この指導基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）工場設置者 準工業地域において、製造若しくは加工又は仕上げ、仕分け、包装、荷造等の作業を継続して行う施設の設置者をいう。 （2）共同住宅等 準工業地域において、延べ面積が300平方メートル以上の規模を有する集合住宅及び敷地面積が280平方メートル以上で、その敷地内に分譲、賃貸等を目的として、複数建築される住宅（専用住宅、併用住宅、共同住宅）をいう。 （3）建築主 建築物の建築に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者又は建築物の用途変更（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第6条の2第

改正後	改正前
1 項に規定する確認を必要とする用途の変更に限る。) をする者をいう。	1 項に規定する確認を必要とする用途の変更に限る。) をする者をいう。
(4) 建築予定地 共同住宅等の建築が予定されている敷地をいう。 (工場設置者及び建築主の協力)	(4) 建築予定地 共同住宅等の建築が予定されている敷地をいう。 (工場設置者及び建築主の協力)
第3条 区長は、準工業地域の特性を考慮して、工場設置者及び建築主に対し、この指導基準に定める事項について協力を求めるものとする。 (工業用地の登録)	第3条 区長は、準工業地域の特性を考慮して、工場設置者及び建築主に対し、この指導基準に定める事項について協力を求めるものとする。 (工業用地の登録)
第4条 区長は、工場設置者が工業用地の保全のため、あらかじめ工場用地の登録を受けようとするときは、工場用地登録書(第1号様式)を提出させるものとする。 (事業廃止の事前通知)	第4条 区長は、工場設置者が工業用地の保全のため、あらかじめ工場用地の登録を受けようとするときは、工場用地登録書(第1号様式)を提出させるものとする。 (事業廃止の事前通知)
第5条 区長は、前条の登録を受けた工場設置者が、転業、廃業、移転その他の事由により、その事業を廃止しようとするときは、事業廃止事前通知書(第2号様式)を提出させるものとする。	第5条 区長は、前条の登録を受けた工場設置者が、転業、廃業、移転その他の事由により、その事業を廃止しようとするときは、事業廃止事前通知書(第2号様式)を提出させるものとする。
2 区長は、前項の規定による通知があった場合は、工業団体にその旨通知するものとする。 (事業を廃止する者の協力)	2 区長は、前項の規定による通知があった場合は、工業団体にその旨通知するものとする。 (事業を廃止する者の協力)
第6条 区長は、前条第1項の規定による通知をした者に対し、当該工場の跡地の利用を図るに当たって、工業用地の保全のために協力を要請するものとする。 (計画書の提出及び関係者への通知)	第6条 区長は、前条第1項の規定による通知をした者に対し、当該工場の跡地の利用を図るに当たって、工業用地の保全のために協力を要請するものとする。 (計画書の提出及び関係者への通知)
第7条 区長は、建築主が共同住宅等の建築計画を立てるにあたり、当該建築主に対し、法令に定める手続を行おうとする日の前までに、次に掲げる図書を添えて、共同住宅等建築計画書(第3号様式。以下「計画書」という。)を提出させるものとする。 (1) 当該建築予定地付近の見取図及び配置図 (2) 当該建築予定地周辺の土地利用現況図	第7条 区長は、建築主が共同住宅等の建築計画を立てるにあたり、当該建築主に対し、法令に定める手続を行おうとする日の前までに、次に掲げる図書を添えて、共同住宅等建築計画書(第3号様式。以下「計画書」という。)を提出させるものとする。 (1) 当該建築予定地付近の見取図及び配置図 (2) 当該建築予定地周辺の土地利用現況図

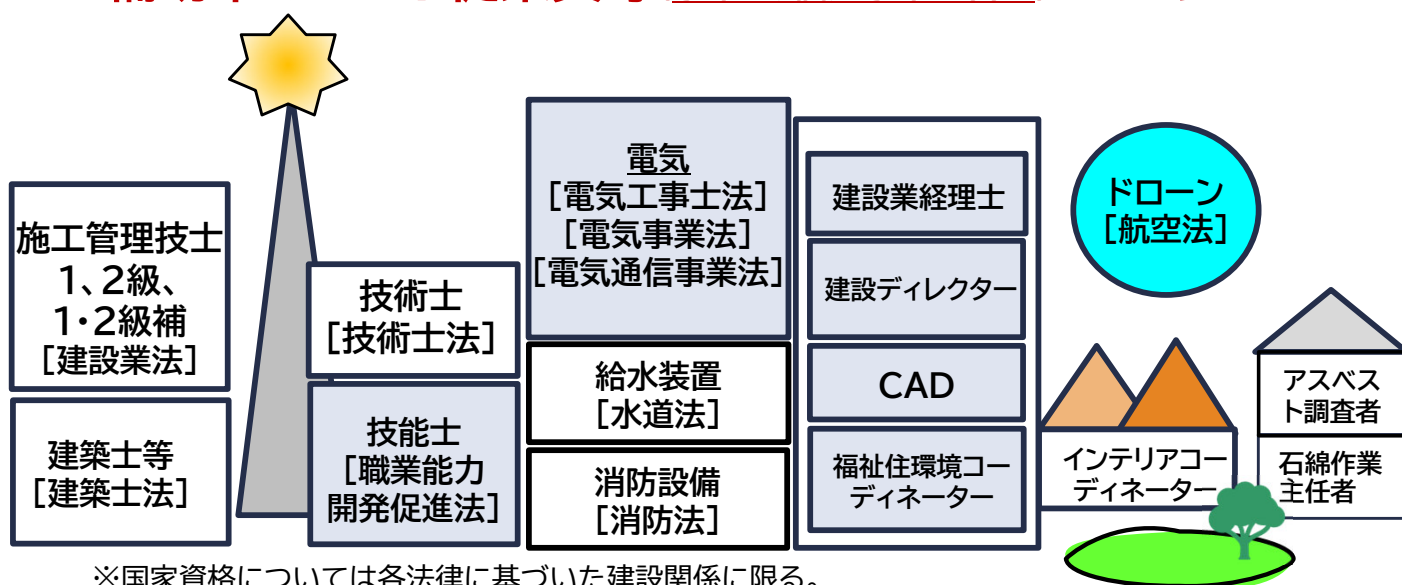
改正後	改正前
(3) 当該共同住宅等の平面図、立面図及び断面図 2 区長は、計画書の提出があった場合は、工業団体及び当該建築予定地近隣の工場設置者にその旨を通知するものとする。 <u>(共同住宅等入居予定者への事前説明)</u>	(3) 当該共同住宅等の平面図、立面図及び断面図 2 区長は、計画書の提出があった場合は、工業団体及び当該建築予定地近隣の工場設置者にその旨を通知するものとする。
第8条 区長は、建築主が計画書を提出した場合は、当該共同住宅等の入居予定者に対し、次に掲げる事項について、事前に説明させるものとする。 (1) 当該共同住宅等の建設予定地が準工業地域にあること (2) 建築予定地近隣の工場の業種に関すること及び工場からの騒音、振動、臭気等の周辺環境の現況に関すること (3) 建築予定地近隣の工場からの騒音、振動、臭気等に対する措置に関する事項 (4) 当該共同住宅等の入居予定者は、前条第2項の工業団体及び工場設置者と協力して住宅と工場が共存できるまちづくりに努めること (5) 前4号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項 (6) 当該共同住宅等を分譲する場合は、購入者による管理組合において継続して前5号について周知を図っていくこと <u>(関係者との協議)</u>	(関係者との協議)
第9条 区長は、建築主が計画書を提出した場合は、当該共同住宅等の建築計画に関し、次に掲げる事項について、法令に定める手続を行おうとする日の前までに、第7条第2項の工業団体及び工場設置者と協議をさせるものとする。 (1) 工場、事務所等の設置に関する事項 (2) 前条に関する説明の内容及び方法に関する事項	第8条 区長は、建築主が計画書を提出した場合は、当該共同住宅等の建築計画に関し、次に掲げる事項について、法令に定める手続を行おうとする日の前までに、第7条第2項の工業団体及び工場設置者と協議をさせるものとする。 (1) 工場、事務所等の設置に関する事項 (2) 建築予定地近隣の工場からの騒音、振動、臭気等の周辺環境の現況に係る共同住宅等入居予定者への周知方法に関する事項 (3) 建築予定地近隣の工場からの騒音、振動、臭気等に対する措置に関する事項

改正後	改正前
(経過書の提出) 第10条 区長は、建築主が前条の規定による協議の成立後、共同住宅等建築計画経過書（第4号様式。以下「経過書」という。）を提出させるものとする。 2 経過書には、前条各号に掲げる事項に係る協議の内容を記載させるものとする。 3 区長は、経過書の提出があった場合は、工業用地の保全の見地から適切な指導を行うものとする。 (事務の主管) 第11条 この指導基準の実施に係る事務は、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課において処理する。 (委任) 第12条 この指導基準に定めるもののほか、この指導基準の実施に関し必要な事項は、区長が定める。 附 則 この指導基準は、昭和59年12月20日から施行する。 附 則（平成13年12月6日世工発第32号） この指導基準は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成20年3月21日19世工第86号） この指導基準は、平成20年3月21日から施行する。 附 則（平成30年3月8日29世工第159号） この指導基準は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和7年 月 日6世工第 号） <u>この指導基準は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(4) 前3号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項 (経過書の提出) 第9条 区長は、建築主が前条の規定による協議の成立後、共同住宅等建築計画経過書（第4号様式。以下「経過書」という。）を提出させるものとする。 2 経過書には、前条各号に掲げる事項に係る協議の内容を記載させるものとする。 3 区長は、経過書の提出があった場合は、工業用地の保全の見地から適切な指導を行うものとする。 (事務の主管) 第10条 この指導基準の実施に係る事務は、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課において処理する。 (委任) 第12条 この指導基準に定めるもののほか、この指導基準の実施に関し必要な事項は、区長が定める。 附 則 この指導基準は、昭和59年12月20日から施行する。 附 則（平成13年12月6日世工発第32号） この指導基準は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成20年3月21日19世工第86号） この指導基準は、平成20年3月21日から施行する。 附 則（平成30年3月8日29世工第159号） この指導基準は、平成30年4月1日から施行する。

建設業の人材育成 を支援します

事業者支援

国家資格・公的資格の対象資格が大幅に増えました。
補助率もUP！従業員等(事業主/個人事業主含む)のスキルUPに！



※国家資格については各法律に基づいた建設関係に限る。

国家資格:限度額2万円/一事業者 (1万円/一従業員等)

公的資格:限度額5万円/一事業者 (2.5万円/一従業員等)

※一事業所各二人まで 例)施工管理技士1級1名、2級1名。アスベスト調査者2名。

■申請はあわせて年1回まで ※補助率は2/3以下。

団体支援

事業承継、後継者の育成または技術習得を目的とした
研修会・講習会等に係る経費の一部を補助！

限度額10万円/回

■申請は年2回まで ※補助率は2/3以下。

詳細は裏面をご覧ください

世田谷区ホームページ

世田谷区建設業人材育成支援事業

検索



世田谷区建設業人材育成支援事業補助金

9

区内で建設業を営む中小企業の事業承継、後継者育成、技術力の向上を支援します！

補助対象者	団 体 （※1）	事業者 （※2）
補助対象事業	事業承継、後継者育成、技術の習得を目的とした研修会、講習会等（区内に事業所がある加盟企業が1社以上参加していること）	1）従業員等の建設に関連した国家資格の取得 2）従業員等の建設に関連した公的資格の取得
補助対象経費	講師謝礼、会場使用料、教材費等 *消費税を除く	受験手数料又は資格取得費用（※3） *消費税を除く
補 助 率	補助対象経費の2／3以内	補助対象経費の2／3以内
補助限度額	10万円／回 （年2回まで／一団体）	1）の場合 2万円／一事業者（1万円／一従業員等） 2）の場合 5万円／一事業者（2.5万円／一従業員等） ※1）、2）合わせて申請は年1回まで（一事業所各二人まで）
事務の流れ	①事業実施（研修会・講習会等の実施） ②補助金交付申請書兼請求書提出 ③補助金交付決定通知書交付及び補助金交付	①事業実施（国家・公的資格の受験） ②補助金交付申請書兼請求書提出（合格後） ③補助金交付決定通知書交付及び補助金交付
申請受付	令和8年3月27日（金）まで ※申請受付順（予算がなくなり次第受付を終了します）	
備 考	（※1）次の団体又は事業者（※2）5社以上を含む区内の団体で会則等を定めて定期的に会合を行う者。 世田谷区建設団体防災協議会、世田谷建設協会、世田谷電設工業会、世田谷睦水会、玉川建築組合、東京南部建設技能組合世田谷支部、首都圏建設産業ユニオン世田谷支部、東京土建一般労働組合世田谷支部、世田谷区住宅相談連絡協議会、世田谷住相協建設協同組合、東京世田谷電設工業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷東支部、世田谷都市開発建設協会、世田谷建設協同組合、（一社）東京都中小建設業協会第一支部、（公社）東京中小建築業協会世田谷支部、世田谷建築組合、（一社）東京都建築士事務所協会世田谷支部、東京都左官職組合連合会世田谷支部、東京都瓦工事職能組合世田谷支部、東京都塗装工業協同組合世田谷支部、世田谷測量設計業協議会、世田谷管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷西支部、（一社）世田谷造園協力会 （※2）以下の全てを満たしている者（区内事業所を営む事業主及び個人事業主を含む）。 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。 ・日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）に掲げる「D建設業」であること。 ・区内に事業所があること。 ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・法人においては法人事業税及び法人住民税を、個人においては個人事業税及び住民税を滞納していないこと。 （※3）当該年度に以下試験を受験し合格した場合に限る。 1）建設に関連した下記の国家資格 建築士（1級・2級・木造）、設備設計1級建築士、構造設計1級建築士、建築設備士、施工管理技士（1級、2級及び1級・2級管理技士補）（対象職種は土木、管工事、造園、建築、電気工事、電気通信工事、建設機械とする）、電気工事士（第1種・第2種）、電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）、電気通信主任技術者（伝送交換・線路）、電気通信工事担任者、給水装置工事主任技術者、消防設備士（甲種・乙種）、無人航空機操縦士（一等及び二等）、技能士（1級・2級）、技術士 *技能士及び技術士の対象職種は、建設関係に限る。 2）建設に関連した下記の公的資格 アスベスト含有建材調査資格者（特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者）、石綿作業主任者、建設ディレクター、CADオペレーター、建設業経理士、福祉住環境コーディネーター、インテリアコーディネーターなど	
問い合わせ先（受付窓口）	世田谷区 経済産業部 工業・建設業・雇用促進課 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F TEL：03-3411-6662（直通） FAX：03-3411-6635	

別紙 3

世田谷区民の I T スキル向上のための包括協定書(案)

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社セック（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

第 1 条（目的）

甲および乙は、相互の連携を強化し、世田谷区民の I T スキル向上に取り組むことで、I T 分野での人材育成やキャリア教育の充実を図ることを目的とする。

第 2 条（連携事項）

1. 甲および乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。
 - （1）小中学生等区民を対象とした I T スキル向上に関する事
 - （2）ひきこもりや未就業者等の区民を対象とした I T スキル向上に関する事
 - （3）未就業者の区民や非正規雇用等で就労する区民を対象とした I T ビジネススキル向上に関する事
 - （4）I T スキル向上に関する情報の提供、普及啓発及び情報交換等に関する事
 - （5）その他、区民の I T スキル向上に関する取組みの推進に必要と認められる事
2. 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。ただし同項 3 号に定める事項については、別途令和 4 年 2 月 15 日に締結した「「I T スキル習得講座」開催に関する協定書」（以下「I T スキル習得講座協定書」という。）に基づき実施するものとする。
3. 乙は、第 1 項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の協力会社を実施させることができる。

第 3 条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第 1 条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - （1）相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、または相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
 - （2）相手方から受領したときに既に保有していたもの、または相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - （3）法令及び甲の定める条例により開示をもとめられたもの
2. 甲および乙は、本協定が第 5 条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。
3. 前 2 項の規定に関わらず、前条第 1 項第 3 号に基づく取組みにおいて相手方から受領した情報については、IT スキル習得講座協定書の定めによるものとする。

第4条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、令和7年2月 日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲および乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。
2. 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

第5条（協議）

本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲および乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年2月 日

甲：世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂 展人

乙：世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエア
株式会社セック
代表取締役社長 櫻井 伸太郎